

# 秋田県 賃上げ 緊急支援金

申請  
スタート  
しました!



秋田県では、最低賃金の大幅な引き上げにより大きな影響を受ける中小企業等に支援金を支給します。

受付期間

令和8年

1月5日(月)ー6月30日(火)

支給要件

令和7年8月25日から令和8年3月31日  
までの間に、時間給1,000円以下の  
従業員を1,031円以上に引き上げること



詳しくはこちら

●支給額

| 雇用形態                       | 支給額(1人あたり) | 限度額(1事業所※1ごと) |
|----------------------------|------------|---------------|
| 正規雇用労働者<br>(正社員)           | 5万円        | 50万円          |
| 非正規雇用労働者※2<br>(パート・アルバイト等) | 3万円        |               |

※1 事業所とは、事務所(本社、支社、営業所など)、店舗、工場などを指します。

※2 非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。

[お問合せ] 秋田県賃上げ緊急支援事業事務局 TEL.018-827-7113

令和8年

2月13日(金)

## 秋田県賃上げ緊急支援事業 事業者向け説明会の開催

- さきがけホール(秋田市) 及び県内サテライト会場
- 午後3時～午後4時……概要・申請方法説明等
- 午後4時～午後5時……個別相談会 ※希望者のみ

説明会のお申込はこちら▶▶



説明会に関するお問合せ先

秋田県中小企業団体中央会 事業振興部 TEL018-863-8701

[主催] 秋田県・秋田県中小企業団体中央会 [共催] 秋田県商工会議所連合会・秋田県商工会連合会

# 専門家 派遣事業

2025  
年度



あきた企業活性化センターでは、センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施しています。

### 派遣対象分野

- 経営全般
- IT・情報化
- 技術・生産
- 食品・醸造
- 業務連携・協業化
- 法務・労務
- 税務・会計
- 海外展開
- 販売マーケティング
- その他

※この事業は企業等の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業等の実務や取引先等の斡旋を行うものではありません。

### 専門家の謝金を補助

派遣日数は最大延べ2日間で専門家の謝金を全額補助します!

お問合せ

あきた企業活性化センター／総合相談課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL:018-860-5610 FAX:018-863-2390 HP:https://www.bic-akita.or.jp

あきた企業活性化センター

